

## 郵便局データ活用アドバイザーボード (第4回) 議事要旨

- 1 日時：令和5年10月4日（水）10:30～12:15
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員  
谷川座長、庄司座長代理、板倉構成員、大谷構成員、下山構成員、長田構成員、森構成員
  - ・ オブザーバー  
山中日本郵政株式会社DX戦略部データガバナンス室長  
五味日本郵便株式会社執行役員  
芦田個人情報保護委員会事務局企画官  
中山内閣官房郵政民営化推進室副室長（企画官代理出席）  
杵浦デジタル庁参事官
  - ・ 発表者  
白鳥法務省大臣官房官房参事官  
豊嶋国土交通省住宅局住宅総合整備課長  
板垣NTTデータ経営研究所地域未来デザインユニットマネージャー
  - ・ 総務省  
玉田郵政行政部長、三島企画課長、折笠郵便課長
- 4 議事
  - (1) 開会
  - (2) 議題
    - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について
    - ② 災害時の郵便局データの提供に関する実証について
    - ③ 日本郵政・日本郵便の取組について
  - (3) 閉会
- 5 議事要旨
  - (1) 開会（事務局より開会の宣言、玉田郵政行政部長ほかから挨拶）
  - (2) 議題
    - ① 郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について  
（事務局より資料4-1に基づき、法務省より資料4-2に基づき、国土交通省より資料4-3に基づき郵便分野ガイドライン解説に追記する事例の検討について説明があった。）
    - ② 災害時の郵便局データの提供に関する実証について

(NTTデータ経営研究所より資料4-4に基づき災害時の郵便局データの提供に関する実証について説明があった。)

③ 日本郵政・日本郵便の取組について

(日本郵政より資料4-5に基づき日本郵政の取組について、日本郵便より資料4-6に基づき日本郵便の取組について説明があった。)

④ 意見交換

(各構成員より以下のとおり意見があった。)

○板倉構成員：法務省の関係で3点ある。1点目は、資料4-2の7ページで弁護士罰則なしとなっているが、刑法第134条の秘密漏えい罪の対象に弁護士は含まれており、しかも、平成24年の医師についての判例で、同条1項の「人の秘密」について誰の秘密であるかは制限しないというもの（最判平成24年2月13日刑集66巻4号405項）があるので、これは間違いかと思うが、なぜ守秘義務なしとされているのか。

2点目は、法務省は、基本的には捜査関係事項照会と弁護士法第23条照会は平行に書かれている。一方で、事務局の資料4-1の2ページにあるように、弁護士会照会は、この会議とこの会議の前身の会議で議論があったように、23条照会ですることが認められるにしても、DV、ストーカー、児童虐待についての配慮が求められている。内部の通達等でこういうのに配慮することというのを出すのが平行で前提になるのではないか。

3点目は、捜査関係事項照会とほぼ同じ制度に犯則事件があり、例えば、国税通則法第131条第2項、独禁法第101条第2項、関税法第119条第2項はほぼ同じなので、もし捜査関係事項照会を入れるとすると、これらを入れない理由がないので、犯則事件について全部リストアップして入れることになるのではないか。

○白鳥官房参事官：刑法第134条の秘密漏えい罪のご指摘について、弁護士、弁護人、これらの職にあった者が正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らした場合の罰則が定められており、先ほどは、弁護士法上定めがないとの趣旨で申し上げたが、その点不正確であり訂正する。

2点目のご質問について、資料4-1に、弁護士会がDV、ストーカー、児童虐待に関連なしと認めた照会に限るとなっていることとの関係の質問について、弁護士会照会がこのガイドラインに記載されるに至った詳しい議論の経緯等は承知しておらず、こういった趣旨でこのDV等に関連なしという場合に限るとされたのかが把握できてなく、なかなかお答えが難しい。もしその辺りの当時の議論の経緯、その趣旨等を情報提供いただければ、それを踏まえて回答したい。

3点目の犯則事件の関係のご意見について、国税通則法と独禁法は法務省では所管しておらず、この場で私から申し上げるのは難しい。

- 板倉構成員：住居届を出さずに郵便局にだけ転居届を出している方というのはDVなどが心配だということで、バランスを取ってこういう記載になっている。捜査関係事項照会で取得し警察や検察から出ていかない限りはよいが、結局、それは示談とかで連絡をする場合もあるので、捜査、事件の処理の関係上、取扱いには重々注意することを周知する必要が平行であるのかなということで申し上げた。
- 白鳥官房参事官：今の先生のご指摘は、仮に検察に回答された場合のDV関係者の情報が漏れないかといった懸念と思う。刑事訴訟法上、訴訟に関する書類として取り扱われる場合は、基本的には捜査段階では公開されない、仮に加害者側からその書類の閲覧とか謄写の請求があったとしても、回答しない。刑事訴訟手続が完了した後、刑事事件が確定した後の訴訟記録の閲覧・謄写は、一般の方も含め法律で定めがある。刑事確定訴訟記録法、刑事訴訟法に基づき、開示する場合には、関係者の平穏を著しく害するような場合には閲覧を拒否できるといった定めがあり、DV等の関係者の情報は、十分しっかりと配慮して、みだりに回答するという取扱いにはなっていない。
- 庄司座長代理：ご説明いただき感謝する。少し気になるのは、捜査関係事項照会にしる、空き家についての情報提供にしる、具体的にどの範囲の情報、どういう情報が提供されるのか、提供を受けた行政機関は守秘義務の範囲でしっかり取り扱われるのは分かるが、具体的にどのように管理されるのか、実際にどのように利用されるのか、そして、そういう情報はいつどのように廃棄、破棄されるのか確認させていただきたい。今日の資料にそういうことは書かれていないので、提供を受けるのはどのような情報で、受けたらどういう管理、扱い方がされるのか確認をさせていただければと思う。例えば、捜査関係事項照会については、被疑者本人についてのみなのか、ご家族やご近所の方にも話が聞きたいからといって、いろいろ情報、転居先まで調べることがあるのか、あるいは、空き家についても、「空き家の所有者の把握に関して必要な情報」という表現があったが、具体的にそれは何かを知りたい。
- 白鳥官房参事官：どういった範囲の情報の提供を求めているかといった点に関しては、まさに先生から今ご指摘いただいたとおり、被疑者、被告人といった刑事事件の対象となっている方の所在、住所が基本的に想定される。一方で、それ以外にないのかという点についてのご質問について、基本的には、実際にはそれほど生じることはないと思うが、一応、理論上考えられるものとしては、刑事訴訟法上、例えば、起訴された後に裁判所から召喚を受けた証人、被疑者以外の証人、被疑者・被告人ではないそれ以外の証人となる方には出頭義務というものがあり、刑事訴訟法上、正当な理由なく出頭を拒否したりした場合に罰則等の定めがあり、一般の国民には刑事裁判にご協力いただく義

務があるという規定になっており、証人の方が正当な理由がなく召喚に応じなかった場合には、場合によっては、勾引とあって、強制的に所在する場所から裁判所まで連れてくることことができる。証人が所在不明となることも可能性としてはあり、そういう意味では、被疑者・被告人に限るのかと言われると、必ずしもそうではない。実際に我々のほうで検察からのニーズとして頂戴しているのは、基本的には被疑者・被告人の方の住所に対するニーズであり、実際の運用としては、そういったところが大多数になろうかと考えている。

情報をどう利用するかについては、捜査、公判、裁判の執行に当たって利用する。全ての例を挙げるのはなかなか難しいが、例えば、いただいた住所について、その場所を実際確認した上で捜索等を行うための情報として利用することが考えられる。

管理については、刑事訴訟法等の関係法令に従って管理することになる。第三者等にみだりに開示することはなく、法令の定めに従って個別の事案ごとに判断をしていく。また、いつまで保管するのにも関わるが、刑事訴訟法、刑事確定訴訟記録法といった関係法令に細かく定めがあり、起訴、不起訴の違い、起訴されて裁判が確定したときの判決の主文によってもまた変わり、例えば、20年を超えるような有期の懲役又は禁錮といった裁判が確定した場合には、30年間保管するという定めがあり、不起訴記録であれば不起訴の理由や罪名・法定刑等によっても異なるが、長期、20年の懲役又は禁錮に当たる、重大事件で起訴猶予とされた場合には、20年という保存期間があり、また法定刑等によって20年よりもっと短い期間の定めもある。

保管期間が満了した後の廃棄方法については、溶解廃棄といった形で復元できない形で廃棄処分をすると定め、運用されている。

- 豊嶋住宅総合整備課長：情報提供の範囲について、現行の特定空家等では基本的には住所、転居先の新住所と、今は電話番号も情報提供いただいている。

管理については、当然、各市町村で文書管理しており、いくつかヒアリングし、施錠できる棚で管理しているということであった。

いつまで管理するかについて、現状、特定空家等ではなくなったときで、例えば、除却したとき、もしくは、きちんとした管理、例えば改修をするとか、そもそも空き家でなくなる、要は人が住むようになったときに、一応事案としては終了する。今回、管理不全空家等に、仮に広げた場合でも、管理不全状態でなくなった場合、きちんとした管理がなされた場合には事案が終了する。その後は、各自自治体で文書管理の規定があり、その保存期間が終了した後に溶解処分をする。

- 庄司座長代理：この会議の前身の会議では、郵便局は、お家にどんな車があるとか、犬がいるとか、いついるとかの情報もお持ちだという話があった。そういったことまで提供の範囲に入ってくるとかなり広くなり、国民の抵抗感も大きいのではないかと感じた。個人的には、

郵便局で個人情報を選挙関係に流用したことがまだ記憶が新しく、警察で使うのはどうなのかとの印象。法務省の話が悪かったという話でなくて、郵便局の話を伺ってから判断しないといけない気がする。

○森構成員：先ほどの法務省のお話について、弁護士会照会との対照性については、板倉先生がご指摘のとおり、弁護士も当然守秘義務を負っており、安全性について同じだと思う。問題は、DVやストーカーでないことを弁護士会に宣言してもらい、弁護士会照会に一定の限定を付している趣旨。照会結果を得た弁護士がDVの加害者かもしれない本人に渡してしまう場面を想定し、対象者に大きな不利益が生じないことを狙った限定であり、そこから考えないといけない。捜査機関が外に出すことはないと思うが、外に出さなかったらよいという話ではなく、弁護士会照会と同じように本人の不利益を限定できるのか、それは難しいと思う。庄司先生のご質問は大変鋭いご質問で、どんな人に対して出るのか、被疑者に限られないのかは、もちろん被疑者に限られないと思う。一方で、被疑者には刑事手続全体を通じて無罪推定の要請が働いており、被疑者だったらよいのかも微妙だと思う。

もう一点、証人の勾引について意見を伺いたい。第三者でも裁判に協力する義務があるのは全くご指摘のとおりだが、この場合、裁判所の勾引状が前提になり、どちらかというところ、捜査関係事項照会の場面よりも、むしろ搜索差押令状の場面に近い。郵便局の転居情報等々について搜索差押令状が出たら、提供するの当然のことで、裁判所の判断があって行われることは捜査関係事項照会とは違う。捜査関係事項照会は、制度の本質として、広く様々な情報を収集できる。逆に言うと、そうでないと困る、被疑者であるかどうかに関わらず、そうでないとしっかりした捜査ができない。照会事項の中身についても制限できず、裁判所ももちろん関与しない。様々な場面で捜査関係事項照会に回答することがプライバシー侵害でないかはずっと言われてきたし、他人の秘密というのは、プライバシーの中でも一定程度の要保護性の高いものになっている。弁護士会照会において大きな不利益が生じないことを確保したのと同じように、捜査関係事項照会でも、外に出るか出ないかでなくて、捜査関係事項照会に回答したことによる大きな不利益が対象者に生じない仕組みをつくり込めればよいが、それは難しいのではないかな。

○大谷構成員：いくつかあるが、まず、国交省にご確認したいのは、この転居届の空き家等の所有者の情報の提供について、これは地方自治体、市町村のみになるのか、それとも、空家等管理活用支援法人というNPO法人への提供があり得るのか。現状、空き家類型の場合には既に情報提供が行われているということだが、具体的にどのように運用されているのか、そういった市町村以外の法人に対する情報提供に当たっては、市区町村が本人同意を得なければ所有者情報の提供はされないということだが、実態としてどのようになっているか説明をいただ

ければと思う。

もう一点、法務省の捜査関係事項照会について、法人なども、私の所属している企業なども、捜査関係事項照会などをいただいて、このIPアドレスを使っているのは誰かというお問合せを受ける対象になっており、転居して手続が前後したり、社名が変わると、そういった請求を受けることもあると思うので、かなり広い範囲で影響を受ける。個人にとどまらず、様々なところで影響があり得るものだと思うので、実際に情報提供の照会を受けたときの事務フローはどのようになるのか少し明らかにしていただく必要があると思う。

平成4年7月のガイドライン改訂を受けた税の滞納、地方税の照会、弁護士会照会の照会フォーマット、あるいは、事務プロセスのフローチャートやそういったものをこれまで明らかにしてもらうことで、比較衡量の判断にも資する情報になっていたと思うので、その辺りもぜひ説明いただいた上で最終的に判断する必要があるのではないかと考えている。

○豊嶋住宅総合整備課長：現行、想定しているのは市町村、地方自治体で、管理活用支援法人は今回の法律で新しくできる規定である。従来、ガイドラインを使い、民間に空き家所有者情報を提供する場合の手続を定めており、提供してよいのか所有者の同意を得た上で提供している。今回新しく入った空き家の管理活用支援法人については、法人が所有者情報について市町村に提供を求めることができる規定があるが、市町村はあくまでも同意を得なければならない。従前のガイドラインも今回の法改正に伴う法人もいずれにしても、あくまでも所有者本人の同意を得た上で提供する手続になっている。

○白鳥官房参事官：業務フローといった観点のご質問について、捜査関係事項照会、裁判執行関係事項照会について、基本的には書面で発出、郵送でお送りさせていただいて、それに適宜の形でご回答いただくもので、回答の仕方は照会を受けた相手方に委ねられる。実際の発出段階では、例えば、捜査関係事項照会であれば捜査のため必要があるときという限定があるので、本当に必要か検察庁内で検討し、組織として必要性を認めた上で発出する。ご回答いただく場合には、運用として相手方の業務上の都合等もあろうかと思うので、回答方法等について調整させていただいた上で、適宜の形でご回答いただく。取りに伺う運用をとる場合もあり、実際の事情に応じて柔軟に対応している。

先ほど大谷先生からご指摘いただいた、IPアドレス等の法人に対する照会につき、ご紹介いただいたが、これもおっしゃるとおりで、捜査関係事項照会の枠組みでやっている。例えば、そういったIPアドレスの照会等の場合にも、法人の負担がなるべく軽減されるように事前に調整をした上準備ができたところで捜査機関が取りに行くやり方もある。

森先生から弁護士会照会との関係で、まだDV、ストーカー等の関

係についてしっかりと理解ができていないところもあるが、対象者に与える不利益との比較衡量といった観点のご指摘をいただいた。捜査機関においては、まず、捜査関係事項照会について、基本的には、繰り返しになるが、捜査に必要がある場合に照会をするので、必要がないのに出すことはない。裁判執行関係事項照会については、裁判が確定しており、検察官としては、刑事訴訟法上、確定した判決を執行する義務があり、これは裁判が確定したにもかかわらず、例えば、対象者が逃亡、逃走していて収容できず刑罰を執行できないとか、罰金刑が下されたときにその罰金をお支払いいただけないといったようなことが横行することは避けねばいけないので、特に裁判執行関係事項照会については、確定した判決の執行といった必要性をご理解いただければと思っている。

いずれにしても、弁護士会照会の関係について、もし総務省などから情報等をいただけるのであれば、さらに検討し、また別に何か意見を述べるような機会をいただけると幸い。

○谷川座長：弁護士会照会については、ずっと会議で一緒になって議論したが、かなりの回数を費やしたので、少し丁寧な議論が必要になるかと個人的には感じている。ぜひ次回に向けてよろしくお願ひしたい。

○下山構成員：資料4-5に関して、一般企業におけるデータマネジメント・データガバナンスと日本郵政グループの公共性の強い性質を考えたときに、一般企業の目指すデータマネジメントのゴールとは少し違って来る所があると考えないといけない。一般的には、データの価値を最大化することがデータガバナンス・データマネジメントのゴールとなるが、今回、信頼を確保することをしっかり盛り込んでいただく必要があると考える。そのため、今、目的として、グループ各社が保有するデータをグループ全体で有効活用をすることが一番のゴールになっているように見えるが、適切に管理をした上で有効活用するといった表現にさせていただく必要があると思う。

もう一点、データガバナンスとデータマネジメントというのは、厳密に言うと、監督としてのデータガバナンスと実行としてのデータマネジメントに切り分けて考える必要がある。特に組織では、組織として管理を徹底して信頼性を守ることと、ビジネスとして価値を出していくことは、どうしても相反することが出てくるので、その点をよく考慮した上で、切り分けて計画や信用をつくる必要がある。その点をご検討いただけるとよいと思う。

(==システムの不具合により音声が非常に聞き取りづらくなる==)

○山中日本郵政DX戦略部データガバナンス室長：資料4-5の5ページ、6ページにおいて、データガバナンスの目的をシンプルに書いており、背景にある目的としては、冒頭でご説明させていただいた基本的考え

方が一番詳細なもので、信頼性の確保など書かせていただいている。2点目のデータガバナンスとデータマネジメントという意味では、3ページ目（構成員・オブザーバー限り資料）の上段にあるとおり、データガバナンスは三権に例えられる。しっかりルールをつくり、そのルールがちゃんと執行されているか監督し、さらに、何かあった場合はしっかり修正する、いわゆる立法、司法、行政的などがデータガバナンスで、他方でルールそのものがデータマネジメントだと思っており、2つの観点をしっかり切り分けた上で考えていきたい。

(===システムの不具合により会議中断===)

○折笠郵便課長：大変申し訳ないが、すぐに回復が難しそうなので、本日も説明いただいた資料4-4～6については、メール等でご質問、ご意見をいただければと思う。

○谷川座長：システムに不具合があって、会議途中で終了することをご了承いただきたい。引き続き、メール等でご質問いただければと思う。

(3) 閉会（谷川座長の宣言により閉会）